

令和 4 年 7 月 28 日

真境名事務所通信（令和 4-5）

令和 5・6 年度沖縄県入札参加主観点基準（案）について

沖縄市高原 6 丁目 20 番 3 号
行政書士真境名事務所
majikina@orange.ocn.ne.jp

皆様おはようございます。いつもお世話になります。

令和 5・6 年度の沖縄県入札参加資格審査の主観点基準（案）が発表されました。基本的には前回と同様ですが、ス・セ・ソは新設項目です。

では、変更があった項目を中心に見ていきましょう。

ア 工事成績（平均点）→65 点未満はマイナス評価になります。

※ 沖縄県土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間に完成した土木・建築一式・電気・管・舗装工事に対し評価するもの。

工事成績の評 点（平均点）	65 点以上 70 点未満	70 点以上 75 点未満	75 点以上 80 点未満	80 点以上 85 点未満	85 点以上 90 点未満	90 点 以上
	0 点	+20 点	+30 点	+40 点	+50 点	+60 点

イ 技術者（令和 4 年 12 月 1 日時点）（最初の一人から加点される）

土木工事業	1 級技術者一人につき +3 点 2 級技術者一人につき +1 点 技術士一人につき +3 点（建設・農業・林業・水産部門）
建築工事業	1 級技術者一人につき +3 点 2 級技術者一人につき +1 点 積算士 一人につき +3 点（上記技術者と重複可）
電気・管 ほ装工事業	1 級技術者一人につき +3 点 2 級技術者一人につき +1 点

※令和 4 年 7 月 1 日以前に雇用された者で、令和 4 年 12 月 1 日現在の技術者とする。（直前の加入者は、加点されなくなりました。）

ウ 雇用の規模（変更なし）

令和 4 年 7 月 1 日における健康保険・厚生年金保険被保険者における被保険者

数 被保険者 1 人につき +1 点 (50 点を上限とする)

エ 1. 新卒者雇用 (県外の学校でも該当します。但し複数いても +5 点)

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者 (令和 3 年及び 4 年に卒業した者) を、令和 4 年 12 月 1 日までに継続雇用した場合 +5 点

2. 若年者雇用 35 歳未満の者を、R1/12/1 から R3/11/30 の間に雇用し、令和 4 年 12 月 1 日まで継続雇用している場合 +3 点 (複数いても 3 点)

オ 障害者雇用 (変更なし)

法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+5 点
	法定数以上に雇用	+5 点 (法定数を超える分)
	雇用義務未達成	-5 点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+5 点/人

※ 従業員を 45.5 名以上雇用している事業所は法定雇用義務があることとなります。(令和 4 年 6 月 1 日現在の雇用状況)

カ 表彰 (土木事務所長表彰・農林水産部表彰が加わりました。)

土木建築部優良建設業表彰 知事表彰 部長表彰 土木事務所長表彰 <u>企業局優良建設業者表彰</u>	各+20 点 各+10 点 各+5 点 各 10 点	令和 3・令和 4 年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。 ⇒令和 2 年度が該当
農林水産部優良業者表彰 知事表彰 部長表彰	各+20 点 各+10 点	令和 3・令和 4 年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
雇用改善大臣表彰 国土交通省指定統計調査大臣表彰 安全衛生大臣表彰	各+8 点	令和 2 年度から令和 3 年度までに企業を対象とした表彰に限ります。
雇用改善知事表彰 安全衛生局長表彰	各+5 点	

キ 建設業退職金共済制度履行状況 (変更なし)

手帳更新率=決算期間内の手帳更新数÷更新対象者数 ※更新対象者数とは、決算機内に新規手帳を交付した者、既存手帳所持者を新規採用した場合を除く。	70%~99%	+3 点
	100%	+5 点

※ 経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金共済事業沖縄県支部による。

ク ISO の認証取得 (変更なし)

ISO9000 シリーズ	+13 点
ISO14000 シリーズ	+13 点
エコアクション 21	+5 点

- ※ 取得業者で、令和 4 年 12 月 1 日現在において登録されていること。
- ※ 登録範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店に限定されている場合は除く。(ISO14000 とエコアクション 21 の重複加算はありません)

ケ 建設業法違反等

建設業法違反等	期間	付与点数
指名停止措置	1 ヶ月未満	回数× (-20 点)
	1 ヶ月以上 6 ヶ月未満	回数× (-30 点)
	6 ヶ月以上	回数× (-40 点)
指示処分		回数× (-20 点)
営業停止	1 ヶ月未満	回数× (-30 点)
	1 ヶ月以上 6 ヶ月未満	回数× (-40 点)
	6 ヶ月以上	回数× (-50 点)
許可の取消処分		回数× (-60 点)

(対象期間は令和 2・令和 3 年度となります。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とします。)

コ 社会貢献等

下記の業界団体に加盟している時、活動年数に応じて加点される。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数 (活動年数)
1.労働安全対策 2.技術研修等参加 状況 3.地域貢献活動	(一社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	<u>1 年加入につき、1 点付与。</u> <u>但し上限は 30 点とする。</u>
	(一社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	〃
	(一社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	〃
	(一社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事	〃

- ※ 団体への加入は、令和 4 年 12 月 1 日時点において在籍し、満 1 年以上加入していることを条件とする。(一社は一般社団法人)
- ※ 複数の団体に加入している場合は、点数の高い加入団体で評価する。
- ※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は除くものとする。

団体の社会貢献事業等への取り組みに応じ、追加で加点する。

県へ提出している令和 2・令和 3 年度公益目的支出計画実施報告書において記載している社会貢献事業等で各団体が直接主催している事業、もしくは令和 2・令和 3 年度に県が行う事業へ協力した場合は下記の通り加点します。(上限 10 点)

評価項目	内容	点数
1. 労働安全対策	労働災害を防止するための取り組み等の実施	1 回～2 回 0 点
2. 技術研修参加等	建設産業の生産性の向上等《人材育成、能力開発等》	3 回～4 回 1 点 5 回以上 2 点
3. 地域貢献活動等	地域社会貢献活動（環境美化活動、ボランティア活動等）の取り組み	※各評価項目毎に上記で加点する。
4. 雇用改善等	雇用改善（若年者入職の掘り起こし等）の取り組み	
5. 普及啓発活動等	建設業の魅力発信・普及・啓発等の取り組み	

サ 不当要求防止責任者の配置

暴力団等からの不当な要求に適切に対応するため、令和 4 年 12 月 1 日までに不当要求防止責任者を配置した場合 +2 点

シ 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、令和 4 年 12 月 1 日までに協力雇用主の登録を行った場合 +2 点

(※那覇保護観察所への提出となります。詳しくは那覇保護観察所で検索して下さい。)

ス 建設キャリアアップシステムの登録（新設）

令和 4 年 12 月 1 日までに「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行った場合 +5 点

⇒建設キャリアアップシステム登録は事業者登録のみでも 5 点の加点があり、費用対効果が大いなのでお勧めです。登録には時間が掛かりますので、お早めに対応して下さい。.....(真境名事務所でも代行しています).....

セ おきなわ SDGs パートナーの登録（新設）

令和 4 年 12 月 1 日までに「おきなわ SDGs パートナー」の登録を行った場合 +3 点

⇒「子供の貧困対策」「自然環境の保全」「離島振興」などに対し、自社な

りの具体的な取り組みを記載して、沖縄県に登録申請をします。
詳しくは沖縄県のHPの「おきなわSDGsパートナー」を参照して下さい。

ソ うちなー健康経営宣言の登録（新設）

令和4年12月1日までに「うちなー健康経営宣言」の登録を行った場合**＋3点**
⇒労働者の健康増進に取り組む経営概念を文章にして宣言し、沖縄労働局か協会けんぽに申請します。登録されれば健康づくりに関する情報提供やサポートを受けることができます。

等級格付の条件（ここでカウントする技術者は令和4年12月1日に在籍していれば良く、直前の雇用でもOKです）

総合評点の順位に関わらず、等級格付には次の条件を設けます。

- 1 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設業許可業者であること。
- 2 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。
(増員はありませんでした)
- 3 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
(建築も増員なし)
- 4 電気・管・ほ装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- 5 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- 6 昇級は、1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。ただし、前回の登録において、電子入札の未対応により格付が降格した場合はその限りではない。
- 7 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。